

産商商第124号  
平成21年2月12日

三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 岡内欣也 様

京都市長 門川大作

### 大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成20年7月29日付けで届出のあった大規模店舗について大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により下記のとおり通知します。

#### 記

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ファミリー  
京都市右京区山ノ内池尻町1丁目1番地

##### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

##### 3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、周辺状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の準工業地域に立地しており、当該地域の周辺は、南側は市道嵐山祇園線（四条通）を隔てて商業施設、東側を隔てて小学校、事務所及び共同住宅、北側は道路を隔てて低層住宅、共同住宅及び事務所、西側は共同住宅及び葛野大路通を隔てて大学が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において意見はなかった。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

なお、変更内容は平成20年8月12日からの6日間に限定した一時的なものであり、既に変更前の内容に戻っている。

今回の変更に伴う影響として、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

#### （1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

#### （2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

#### （3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び開店時刻の繰上げによる取扱商品量に変化がないことから、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

#### （4）昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

開店時刻の繰上げに伴い、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、開店時刻の繰上げが1時間であり、6日間の限定的な実施期間後、速やかに変更前の実施内容に戻ること、また室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると影響は少ないと考えられる。

なお、変更内容やその実施期間に問わらず、大規模小売店舗の社会的責任を自覚するとともに、地域に立地する店舗として、実施に伴う周辺環境への影響を的確に調査・把握し、適切な対応を行うことが引き続き望まれる。